

平成27年福島検察審査会審査事件(申立)第9号ないし第15号

申立書記載罪名 談合

検察官裁定罪名 談合

議決年月日 平成27年12月7日

議 決 の 要 旨

審査申立人

(氏名) 市民連帯の会

代表 三井 環

被疑者

(氏名) 鈴木孝洋

被疑者

(氏名) 菊池喜雄

被疑者

(氏名) 熊本光義

被疑者

(氏名) 遠藤豊次

被疑者

(氏名) 大高紀元

被疑者

(氏名) 白岩優一

被疑者

(氏名) 添田富永

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 福島地方検察庁 検察官検事 吉武 斉 彦

上記被疑者らに対する談合被疑事件(福島地検平成26年検第100846号～同年検第100852号)につき、平成27年8月20日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、

次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は不当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実（告訴事実）の要旨

被疑者（被告訴人）鈴木孝洋，同菊池喜雄，同熊本光義，同遠藤豊次，同大高紀元，同白岩優一及び同添田富永は，それぞれ，西郷村が平成24年12月11日に執行した平成24年度第12号鶴生地区仮置場造成工事の指名競争入札についての指名通知を受けていた鈴木土建工業株式会社（以下，「鈴木土建工業」という。），株式会社菊池組（以下，「菊池組」という。），株式会社熊本工務店（以下，「熊本工務店」という。），遠藤工業株式会社（以下，「遠藤工業」という。），有限会社大高工務所（以下，「大高工務所」という。），株式会社白岩工務店（以下，「白岩工務店」という。）及び有限会社東栄建設（以下，「東栄建設」という。）の代表取締役であるが，前記鈴木土建工業に前記工事を落札させようと企て，公正な価格を害する目的で，共謀の上，同月8日頃から同月10日頃までの間，福島県白河市所在の福島県南土建工業株式会社事務所において，参集して面談した上，福島県内又はその周辺において，互いに電話連絡するなどして，前記鈴木土建工業に前記工事を落札させることで合意するとともに，前記菊池組，前記熊本工務店，前記遠藤工業，前記大高工務所，前記白岩工務店及び前記東栄建設の入札金額を前記鈴木土建工業の入札金額を超える金額とする旨協定し，もって入札の公正な価格を害する目的で談合したものである。

2 検察審査会の判断

本件不起訴記録並びに，審査申立書及び申立人提出資料を精査の上，慎重に審査した結果，被疑者らの供述に関する裏付け捜査が不十分であると判断する。よって，検察官に再考と再捜査を求めるため，上記趣旨のとおり議決する。

平成27年12月7日

福島検察審査会

平成27年12月8日

審査申立人

市民連帯の会代表 三井 環 殿

福島検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者鈴木孝洋外6名に対する談合被疑事件についてなされた不起訴処分の当否に関する審査申立事件について、当検察審査会は平成27年12月7日に議決したから、その要旨を別添のとおり送付します。

添付書類

議決の要旨（1通）